

第119号議案

令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
（仮称）品川区出産・子育て応援交付金事業
（伴走型相談支援および経済的支援の一体的実施事業）の実施について

1 目的・概要

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する。

2 事業内容

（1）事業イメージ

	妊娠8週 ～10週前後	妊娠32週 ～34週前後	出産・産後	育児期
伴走型支援	面談1回目	面談2回目	面談3回目	情報提供等
経済的支援	出産応援ギフト (5万円給付)	—	子育て応援ギフト (5万円給付)	—

（2）伴走型相談支援

全ての妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象に、以下の相談支援等を実施する。実施にあたっては、既存の相談事業等の枠組みを活用・発展させることで、伴走型支援のさらなる充実を図る。

支援メニュー	実施機関	既存事業	実施内容
I. 妊娠届出時の面談等 (妊娠8週～10週前後)	健康課および保健センターの助産師、保健師等	妊婦面接 (ネウボラ面接)	①妊娠届時および転入時に案内・アンケート実施 ②面談時に子育てガイド等を利用し、妊娠期の過ごし方や出産前後のサービス等を一緒に確認 ③出産応援ギフト申請書の記入・回収
II. 妊娠8か月頃の面談等 (妊娠32週～34週前後)	保健センターの助産師・保健師等	— ※必要に応じ個別に相談等を実施	①妊娠7か月頃に面談のご案内とアンケートを郵送(面談希望を確認) ②面談希望者へ連絡し面談日設定 ③面談時にアンケート内容をもとに、分娩や産後の手続き、産後ケアや子育て支援等のサービスを一緒に確認

Ⅲ. 出生後の面談等 (出生後～4か月頃)	保健センター および児童センターの助産師・保健師等	すくすく赤ちゃん訪問	①すくすく赤ちゃん訪問時にアンケート実施 ②子育てガイド等に沿って、仲間づくり機会や産後ケア等のサービスを一緒に確認 ③子育て応援ギフト申請書の記入・回収
Ⅳ. 随時の情報発信、相談受付等	母子保健・子育て支援関係各課	広報誌、HP、SNS、パママアプリ、乳幼児健診等	3回の面談等実施後も、アンケート内容や面談記録等を踏まえ、継続的な伴走型支援として、随時のプッシュ型による子育てイベント情報発信、随時の相談受付等を実施

(3) 経済的支援（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）

ア 内容

- ① 令和4年4月以降、妊娠の届出をした妊婦であって、日本国内に住所を有する者に対して、前記(2)Ⅰの面談等を受けた後に出産応援ギフト（妊娠1回につき5万円相当）を支給する。
- ② 令和4年4月以降、出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有する者に対して、前記(2)Ⅲの面談等を受けた後に子育て応援ギフト（児童1人につき5万円相当）を支給する。

【遡及適用者の取扱い】

○令和4年4月以降、事業開始日前に出産した者

事業開始後に簡易アンケートおよび支給申請書を送付し、返送があった者のうち、支給を希望する者に対して、出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトを一括支給する。

○令和4年4月以降、事業開始日前に妊娠届出し、事業開始日以降に出産予定の者

事業開始後に簡易アンケートおよび支給申請書を送付し、返送があった者のうち、支給を希望する者に対して、出産応援ギフトを支給する。なお、申請時点で出生している場合は、すくすく赤ちゃん訪問時に子育て応援ギフトとともに遡及適用分の出産応援ギフトの案内を行い、支給希望があった者に対して、出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトを一括支給する。

イ 事業スキーム

東京都の広域連携事業（とうきょうママパパ応援事業）を活用し、既に行われている東京都出産応援事業（子どもが産まれた家庭へ10万円分のギフト支給）の専用サイトを通じて子育て関連商品の購入や各種子育て支援サービスに利用できる電子クーポンを対象者へ交付する。

